

# 令和5年度施設等利用費及び

## 豊島区特定教育・保育施設等通園児保護者補助金のご案内

### ■ 補助の対象となる方

次の(1)~(3)すべてを満たしている方が対象となります。

- (1) 幼児と同居する保護者で豊島区に住所を有している方。
- (2) 新制度に移行した私立幼稚園・認定こども園に幼児を通園させている方。
- (3) 幼児が対象年齢区分に該当している方。

### ■ 申請書類について

- (1) 全ての方:補助金申請書(以下「申請書」といいます。)を各幼稚園に提出
- (2) 認可外保育施設等の利用料を請求する場合、別様式にして手続きが必要です。
- (3) 下記に該当する方は、申請書に必要な書類をホッチキス留めにて添付してください。  
ただし、特定負担額に伴う負担軽減補助金申請にかかる個人番号の調書(以下「個人番号の調書」)について、個人番号確認書類及び本人確認書類とともに幼稚園等に提出してください。  
(詳細は「特定負担額に伴う負担軽減補助金申請にかかる個人番号の調書」を参照ください。)  
※添付漏れの場合、補助金の交付ができなくなることがありますので、ご注意ください。

対象	必要書類
令和5年1月2日以降に豊島区に転入された方	個人番号の調書 ※個人番号の調書の提出を拒否する場合は、令和5年1月1日現在の住所地で発行する課税証明書または税額決定通知書の写し(単身赴任をされている生計を一にする方がいる場合、 <u>単身赴任されている方のもの</u> )を提出してください。
豊島区外に単身赴任されている生計を一にする方がいる場合	
海外から転入された方	令和4年中の収入状況を確認できる書類(給与支払証明書等)※外国語の場合は日本語訳もつけてください。
非婚の方(みなし寡婦控除適用)	戸籍謄本の写し
税の未申告の方 (扶養家族以外の世帯全員)	該当の区市町村にて住民税の税申告のうえ、令和5年1月1日現在の住所地が豊島区の方は、税申告した旨を区にご連絡ください。豊島区外の方は税申告後、個人番号の調書をご提出ください。 ※個人番号の調書の提出を拒否する場合は、課税証明書または税額決定通知書の写しを申請書に添付してください。

※ 次の要件に該当する方は、戸籍謄本の写し及び障害者手帳等の写しを添付してください。

- (1) 配偶者のいない者で現に児童を扶養している方
- (2) 障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及び特別児童扶養手当、国民年金の障害基礎年金の受給者(在宅の者に限る)
- (3) 要保護世帯に準ずる程度に困窮していると認められる世帯

### ■ 補助金の交付時期

交付時期(予定): 4~8月分: 令和5年11月末

9~3月分: 令和6年5月末

交付方法: 保護者の方への指定口座へ振り込み

※申請書の振込先口座の記載内容に誤りがあると、交付日に振込ができなくなりますのでご注意ください。

※今回の申請で年度末まで申請が可能です(途中転出・退園の場合は除く)。

※振込先口座は令和6年5月末まで解約しないでください。



認可外保育施設の利用料を請求する場合は左記2次元コードより様式のダウンロードが可能です。

### ■ 申請期限

#### 各幼稚園指定の提出期限まで【期間厳守】

年度途中で豊島区へ転入された方や途中入園等された方は、速やかに申請をお願いいたします。



令和5年度補助金の申請期限は、**令和6年4月5日(金)必着**です。  
期限を過ぎての申請は、支給ができない場合がありますのでご注意ください。

## ■補助金の種類と補助金額等

豊島区（令和5年度後期 10月以降）【移行園】

以下（1）及び（2）の補助は教育・保育給付1号認定又は2号認定の子どもが対象です。

### （1）特定負担額補助金（入園料相当）

【所得制限あり】

令和5年度に私立幼稚園等に入園した場合、納入した入園料の一部を補助します。

\*納入した入園料の額が補助金額に満たなかった場合は納入額を限度とします。園児1人につき1回限りです。

	所得の基準（令和5年度区市町村民税所得割課税額）	補助金額
対象	所得割課税額 420,000円以下の世帯	50,000円

### （2）特定負担額補助（入園料相当を除く）

【所得制限あり】

保護者が納入した特定負担額（入園料相当を除く）の一部を補助します。年度内に保護者が納入した特定負担額（入園料相当を除く）が補助上限額となります。

\*令和5年9月分までは、保護者と生計を一にする小学校3年生までの兄・姉がいる場合、年齢の高い順に第1子、第2子、第3子と数えます。ただし、世帯区分1～3については小学校3年生までの年齢制限がありません。

\*令和5年10月分から、**全世帯区分について多子計算に係る対象の子どもの年齢制限がなくなりました。年齢に関わらず保護者と生計を一にする兄・姉がいる場合、年齢の高い順に第1子、第2子、第3子と数えます。**

\*令和5年10月分から補助額が一部変更となりました。詳細については『令和5年度施設等利用費及び豊島区特定教育・保育施設等通園児保護者補助金の補助内容変更のご案内』をご参照ください。

世帯区分	所得の基準（上限額） （区市町村民税所得割課税額）	補助金額（月額）		
		第1子	第2子	第3子以降
1	生活保護世帯、 世帯区分2のうちひとり親世帯等	12,200円	12,200円	12,200円
2	非課税世帯、所得割非課税世帯、 世帯区分3のうちひとり親世帯等	9,200円	10,200円	10,200円
3	所得割課税額 77,100円以下の世帯	7,800円	7,800円	10,200円
4	所得割課税額 211,200円以下の世帯	7,800円	7,800円	9,600円
5	所得割課税額 256,300円以下の世帯	7,800円	7,800円	9,000円
6	所得割課税額 256,300円を超える世帯	7,800円	7,800円	7,800円

### （3）預かり保育料

【保育の必要性の認定の必要あり】

教育・保育給付1号認定で幼稚園等に通園しており、保育の必要性の認定（施設等利用給付2号又は3号）を受けた方のみ対象です。1日あたり450円、月あたり下記記載額を上限とし給付します。ただし、実際に支払った預かり保育料が下記記載の上限額を下回る場合は、預かり保育料が支給限度額となります。なお、預かり保育の利用日数及び利用料については、各園に報告いただくことで確認を行いますので、領収証等の提出は不要です。

また、通園している幼稚園の預かり保育が一定の基準を満たしていない場合、認可外保育施設等の利用料が、幼稚園の預かり保育料とあわせて下記上限額まで無償化の対象となります。認可外保育施設等の利用料の請求方法等については、園に配布しております「認可外保育施設等の利用料の請求手続きについて」をご確認ください。

対象	認定区分（保育の必要性のない方は対象外）	補助上限額
3歳児～5歳児	施設等利用給付認定2号	11,300円
満3歳児のうち住民税非課税世帯	施設等利用給付認定3号	16,300円
満3歳児のうち住民税課税世帯の第2子以降	施設等利用給付認定1号+保育の必要性が認められた方	16,300円

\* 保育の必要性の認定を受けた方を対象に、令和5年10月1日の利用分から補助が開始されます。

### （4）給食費（主食費・副食費）の免除

【申請手続き等不要】

給食を提供されており（牛乳のみ、おやつのみ提供の場合含む）、給食実費を園に支払っている場合に対象となります。（家から持参するお弁当は給食に該当しないため対象外）以下に該当する免除対象の方には、「給食費徴収免除のお知らせの送付について」にて免除のご案内を送付しております。免除方法等については、各幼稚園等にお問い合わせください。

対象	認定区分
満3歳児から5歳児の子ども（ただし、2号認定子どもは3歳児から5歳児）のうち、年収680万未満相当世帯（区市町村民税所得割課税額211,200円以下）の子どもまたは <b>第3子以降※の子ども</b>	教育・保育給付1号又は2号

\*保護者と生計を一にする小学校3年生までの兄・姉がいる場合、年齢の高い順に第1子、第2子、第3子と数えます。

**（2）に記載の特定負担額補助と異なり、給食費（主食費・副食費）の免除の多子計算に係る対象の子どもの年齢制限は小学校3年生までとなりますのでご注意ください。**

ただし、（2）に記載の世帯区分1～3については小学校3年生までの年齢制限がありません。

【その他のご案内】

- ◆生計を一にするご家族が単身赴任等の場合・・・同居、別居にかかわらず同一世帯として算定。
- ◆区市町村民税所得割課税額・・・世帯全員を合算。住宅借入金等特別税額控除、配当控除、外国税額控除、寄付金控除の適用前の額。園児が父母以外の親族（祖父母等）に扶養されている場合、その方の課税額も対象。4月から8月分の補助額の算定には令和4年度所得割課税額、特定負担額補助金（入園料相当）及び9月から翌3月分の算定には令和5年度所得割課税額を用いて審査。
- ◆年度途中での入退園や、豊島区を転出入した場合・・・日割で計算。
- ◆補助金交付決定通知書・・・交付日の1週間前頃に自宅に郵送。年度途中で海外へ転出された方の通知書には年度末まで区で保管。
- ◆年度途中で世帯状況に変更があった場合・・・補助額が変更となる可能性があるため、速やかに区に連絡ください。